

## 第7章　自主規制機関

### 第1　監視委員会と自主規制機関との関係

自主規制機関（証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会及び金融先物取引所）は、市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、当該機関に所属する会員等が法令や自主規制ルール等に基づいて適正な業務を行っているかどうかの監査等を行うことになっており、監視委員会と自主規制機関とは、市場の監視について、いわば車の両輪としての役割を担っていると言える（附属資料1－6参照）。

一方、監視委員会は、自主規制機関の監査等の業務が適切に執行されているかどうか、あるいは、自主規制機関が法令・自主規制ルール等に違反した会員等の処分を厳正に行っているかどうかについて、検査する立場にある。

監視委員会としては、このような関係にある自主規制機関と常に緊密な連絡・連携を図っており、監査等の活動状況のヒアリングを行っている。

なお、各自主規制機関からの報告によれば、その活動状況等は、以下のとおりである。

### 第2　日本証券業協会の活動状況

日本証券業協会の平成6年4月～7年3月（以下「平成6年度」という。）における活動状況は、以下のとおりである。

## 1 会員に対する監査の実施状況等

### (1) 主な監査項目

会員（証券会社及び外国証券会社）に対する監査は、有価証券の売買注文の受託に関する管理状況、有価証券の売買等の禁止行為に関する規則等の遵守状況、有価証券の売買注文の執行・受渡し・保管の管理状況、売買取引等に係る業務処理の管理状況等を監査項目として実施している。

### (2) 監査の実施状況

平成6年度は130社（国内証券会社110社、外国証券会社20社）の監査を実施している。

### (3) 監査結果の概要

平成6年度における監査の結果を見ると、顧客カード・内部者取引に関する登録カードの作成遅延・記載不備、売買取引に関する確認書の徴求遅延、有価証券預り証の交付・回収等の遅延、営業員再研修等の受講遅延などの規則違反等が認められている。

これら規則違反等のうち、特に改善を図る必要があると認められたものについては、当該会員に対して改善状況報告書の提出を求め、必要な改善指導を行っている。

## 2 特別会員に対する監査の実施状況等

### (1) 監査の開始

証券業務の認可を受けた金融機関が平成6年4月、特別会員として日本証券業協会に新たに加入したことから、日本証券業協会では特別会員に対する監査を6年12月から開始している。

なお、特別会員に対する監査は、主に日本証券業協会から業務委託を受けた全国銀行協会連合会などの特別会員の組織する団体（6団体）が、日本証券業協会から監査員に任命された職員をもつ

て実施している。

(2) 主な監査項目

特別会員に対する監査は、有価証券の売買注文の受託に関する管理状況、有価証券の売買等の禁止行為に関する規則等の遵守状況、有価証券の売買注文の執行・受渡し・保管の管理状況、売買取引等に係る業務処理の管理状況等を監査項目として実施している。

(3) 監査の実施状況等

平成6年度は15機関（銀行9行、信用金庫等2金庫、保険会社3社、短資会社1社）の監査を実施している。監査の結果、規則違反等の問題は特に認められていない。

### 3 売買審査の実施状況等

(1) 売買審査業務の概要

売買審査の業務を行う店頭売買管理室は、自ら市場情報を収集し、株価・出来高や協会員（会員及び特別会員）の関与状況の把握を行い、売買取引の内容に異常性が認められる銘柄、業務部店頭株式課から法令上の重要事実等株価形成に影響を及ぼす情報の連絡を受けた銘柄等について売買内容を調査し、必要がある場合にはさらに詳細な審査を行っている。

審査の結果、必要があれば、監査部による監査を要請するなど、これらの部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

(2) 審査実績

平成6年度における延べ調査銘柄数等は、以下のとおりとなっている。

調査銘柄数（一定基準に該当し、抽出したもの） 2,051銘柄

価格形成に関して調査を行ったもの	1,292銘柄
内部者取引に関して調査を行ったもの	745銘柄
その他の観点から調査を行ったもの	14銘柄
審査銘柄数（調査の結果、さらに詳細な審査を要したもの）	48銘柄
価格形成に関して審査を行ったもの	14銘柄
内部者取引に関して審査を行ったもの	25銘柄
その他の観点から審査を行ったもの	9銘柄

なお、上記以外にも、不適正な行為の未然防止の観点から、リアルタイムに価格動向等を監視している。

### (3) 審査結果の概要

審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、当該売買取引に関与した協会員に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置を講じている。

また、不適正な売買取引とは認められないものの、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、協会員に対し注意等を行っている。

さらに、売買取引の受託執行面についての指導も適時に行い、店頭市場における公正な価格形成の確保に努めている。

## 4 協会員に対する処分の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第25条に定める事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、謹責、1億円以下の過怠金の賦課、6か月以内の会員権の停止若しくは制限又は除名の処分を行うことができる。

平成 6 年度に行った定款第25条に基づく処分は、過怠金の賦課 1 件、36百万円であり、これは監視委員会の勧告に基づく行政処分に関連して行われたものである。

### 第 3 証券取引所の活動状況

証券取引所の平成 6 年度における活動状況は、以下のとおりである。

#### 1 検査の実施状況等

##### (1) 主な検査項目

会員及び特別参加者に対する検査は、有価証券の売買注文の受託に関する管理状況、有価証券の売買等に関する規則等の遵守状況、有価証券の売買等注文の執行・受渡し・保管の管理状況、社内管理体制の整備状況等を主な検査項目として実施している。

(注) 特別参加者とは、会員以外の者で証券取引所に上場されている証券先物取引等に直接参加する資格を有する者をいう。

##### (2) 検査の実施状況

平成 6 年度は、東京証券取引所においては65社（国内証券会社 46社、外国証券会社13社、特別参加者 6 社）について、また、大阪証券取引所においては20社（国内証券会社）について検査を実施している。

##### (3) 検査結果の概要

平成 6 年度における東京証券取引所及び大阪証券取引所の検査結果をみると、委託手数料の徵収過誤、信用取引買付代金・信用取引決済損金等の立替え、信用取引委託保証金の預託不足等の問題が認められている。

なお、検査の結果、改善を図る必要があると認めた場合は、当

該会員又は特別参加者に対して改善報告書の提出を求め、必要な指導を行っている。

## 2 売買審査の実施状況等

### (1) 売買審査業務の概要

東京証券取引所を例にとると、売買審査の業務を行う売買審査部は、集積した市場データ等から抽出した銘柄のほか、株式部・債券部から売買取引の状況に異常性の認められる銘柄について、また、上場管理室からは有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報に係る銘柄について連絡を受け、これらの銘柄等について調査・審査を行い、各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

### (2) 審査実績

平成6年度における延べ調査銘柄数等は、東京証券取引所においては、以下のとおりである。

調査銘柄数（一定基準に該当し、抽出したもの） 1,809銘柄

価格形成に関して調査を行ったもの 138銘柄

内部者取引に関して調査を行ったもの 1,625銘柄

その他の観点から調査を行ったもの 46銘柄

審査銘柄数（調査の結果、さらに詳細な審査を要したもの）

126銘柄

価格形成に関して審査を行ったもの 57銘柄

内部者取引に関して審査を行ったもの 63銘柄

その他の観点から審査を行ったもの 6銘柄

なお、上記以外にも株式部・債券部において、不適正な行為の未然防止の観点から、リアルタイムに多数の銘柄の価格動向等を監視している。

### (3) 審査結果の概要

審査の結果、不適正な売買取引と認められた場合、当該売買取引に関与した会員及び特別参加者に対して再発防止の観点から、処分を含め、内容に応じた措置を講じている。

また、不適正な売買取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期すよう注意を喚起している。

さらに、売買注文の受託執行面についての指導も適時に行うなど、取引所市場における公正な価格形成の確保に努めている。

## 3 会員及び特別参加者に対する処分の概要

証券取引所は、会員及び特別参加者が法令又は定款等諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第50条に定める事項に該当することとなったと認める場合は、当該会員及び特別参加者を審問のうえ、1億円以下の過怠金の賦課、戒告、市場における有価証券の売買取引等の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名（特別参加者の場合は取引資格の停止又は取消し）の処分を行うことができる。

また、会員及び特別参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は免許の取消しの処分を受けた場合には、同第55条の規定により、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買取引等の停止若しくは制限を行い又は除名を行う。

平成6年度に東京証券取引所が行った処分は、定款第50条の規定に基づく過怠金の賦課が延べ3件、総額21百万円であり、これらは監視委員会の検査に関連して行われたものである。なお、定款第55条の規定に基づく売買取引等の制限を課したもののはなかった。

また、大阪証券取引所においては、平成6年度に定款第50条及び第55条の規定に基づく会員処分は行われていない。

## 第4 金融先物取引業協会の活動状況

金融先物取引業協会の平成6年度における監査の実施状況等は、以下のとおりである。

### (1) 主な監査項目

会員に対する監査は、金融先物取引の受託管理の状況、委託証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況を主な監査項目として実施している。

### (2) 監査の実施状況

平成6年度は、会員18社（銀行8行、証券会社7社、短資会社ほか3社）に対して監査を実施している。

### (3) 監査結果の概要

平成6年度における監査の結果をみると、顧客カードや注文伝票の記載不備、口座設定約諾書の管理が十分でないもの等が認められており、これらについて是正を指導している。

## 第5 金融先物取引所の活動状況

金融先物取引所の平成6年度における活動状況は、以下のとおりである。

### 1 考査の実施状況等

#### (1) 考査の開始

東京金融先物取引所は、これまで会員に対する考査実施のための検討を行ってきたが、平成7年1月に考査室を設置し、7年3

月から考査を実施している。

(2) 主な考査項目

会員に対する考査は、金融先物取引の受託管理の状況、金融先物取引に係る禁止行為等に関する諸規則の遵守状況、社内管理体制の整備状況を主な考査項目として実施している。

(3) 考査の実施状況等

平成6年度は会員1社（銀行）に対して考査を行っている。

考査の結果、一部の伝票について保存が十分でないものが認められ、これについて是正を指導している。

## 2 取引審査部門の状況

取引審査については、取引が完全システム取引となっていることから、市場における個々の会員の取引について、取引監視専用のソフトウェアを開発し常時監視を行っており、必要に応じ、個別会員へのヒアリング等を実施している。